

## ＜生活困窮者自立相談支援事業の概要＞

芦屋市の生活困窮者自立相談支援事業は社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会（以下、社協）が芦屋市から委託を受けて実施しています。様々な生活上の困りごとや不安を抱える人に対し、専門相談員が解決策や生活再建案を一緒に考え、自立に向けた支援を行いました。

令和2年3月以降、新型コロナウイルスの影響により外出自粛すべき事態となり、収入減少・離職に関する相談が増え、生活困窮状態になる世帯が増加したため、「生活福祉資金緊急小口資金新型コロナウイルス特例貸付」・「総合支援資金新型コロナウイルス特例貸付」及び「住居確保給付金」を活用しての支援を実施しました。

両事業ともに制度改正が複数回あり、大幅に対象者を広げた結果、従来、相談に結びつくことがあまりなかった個人事業主やフリーランスなどの職種の方々が多く相談にきました。もともと不安定な雇用であった方々は離職を余儀なくされ、一時的な支援策では生活が再建できない対象者には債務整理等も含めての生活再建策を提案し継続支援をしました。

## (1) 相談件数

令和元年度 124 件

## (2) 相談内容

困りごとの詳細（複数回答があるため、相談者数とは合致しません。）

項目	件数
病気や健康、障がいのこと	37
住まいについて	47
収入・生活費のこと	85
家賃やローンの支払いのこと	40
税金や公共料金等の支払いについて	18
債務について	17
仕事探し、就職について	36
仕事上の不安やトラブル	4
地域との関係について	3
家族との関係について	26
子育てのこと	7
介護のこと	4
ひきこもり・不登校	12
DV・虐待	4
食べるものがない	4
その他	12

全相談件数に対して約3倍の困りごとがあり、ひとりの相談者が複数の困りごとを抱えていることが分かります。課題が複雑になると解決まで長期間の支援になることがあります。

全相談件数に対してお金に関する相談が増加しています。新型コロナウイルスの影響による就労中の人の「収入減少」に関する相談が増えた傾向にあります。

特に、所持金が数百円など緊急支援を要するケースや慢性的な赤字家計のため収入を増やし、支出を減らす必要があるケースが増加傾向にあります。

### (3) 相談経路

(A) 市役所からの紹介	件数	(B) 関係機関からの紹介	件数	(C) 総合相談窓口からの紹介	件数	
福祉部 生活援護課	24	高齢者生活支援センター	9	地域・家族から	家族・知人	10
総務部 債権管理課	5	権利擁護支援センター	4		家主・家主の弁護士	2
市民生活部 保険課	4	ケアマネジャー	4		民生委員・児童委員	3
企画部 お困りです課	3	若者相談センターアサガオ	2		自治会長	1
こども・健康部 子育て推進課	3	障がい相談支援事業所	2		小計	16(9)
福祉部 障害福祉課	1	就労継続支援事業所	1	広報誌・ホームページなどを見て自分から	34(11)	
福祉部 地域福祉課	1	障がい者福祉施設	1			
市民生活部 地域経済振興課	1	市議員	1	(C) 合計	50(20)	
所管課不明	4	健康福祉事務所	1			
(A) 合計	46(45)	DV 相談室	1			
		児童相談所	1			
		他市自立相談支援機関	1			
		(B) 合計	28(21)			

※各項目合計（ ）内の値：平成30年度実績

権利擁護支援センターからの紹介ケースは主に高齢者虐待の養護者支援ケースであり、増加傾向にあります。高齢者生活支援センターが把握している、高齢者世帯にいるひきこもりがちな家族へ早期の段階でのアプローチを検討し、高齢者虐待を未然に防ぐ積極的な働きかけが必要だと考えます。

新型コロナウイルスの影響による収入減少の相談者の中には、慢性的な家計の赤字により滞納・負債がある世帯があり、社会的な経済状況の低迷が続く場合、より深刻な困窮状態になることが予想されます。

#### (4) 困りごとの解決

生活困窮者自立相談支援事業では他機関・他事業との連携により解決に結び付くケースが多いです。また他市転出や情報提供のみで、本人が関係機関などへ問い合わせることにより課題が解決することもあります。

生活費がないことに関する相談内容では生活保護受給につながることも多いです。生活保護受給となってもすぐに自立相談支援事業による支援を終結するのではなく緩やかに支援が継続できるように配慮をしています。

また、家計に課題があり総務部債権管理課などからつながったケースについて、法的整理が必要となる場合などには権利擁護支援センターの専門相談を利用しています。その後、法テラス弁護士による委任契約により生活再建への道筋が見えたケースが複数ありました。

#### その他法外事業との連携

機関・事業名	内容	利用数
フードバンク関西による食材提供	所持金が少なく次の収入までの食材購入費用がない場合、食材提供支援を受けるもの。	13名
生活物品等ゆずりあいネットワーク	芦屋市地域発信型ネットワークの中で検討され事業化。家電等生活に必要な物品を地域住民等の提供者から無償で譲り受けることができる。	3名
福祉を高める運動世帯経済的支援	民生児童委員協議会と社協との共同事業。赤い羽根共同募金を財源として困窮世帯へ年2回配分金をお届けするもの。	13世帯
緊急小口資金等貸付	兵庫県社会福祉協議会実施の生活福祉資金貸付事業の中の一つ。緊急小口資金利用のため、芦屋市社協独自小口貸付を合わせて利用するケースが多い。	17名